

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員の資格について更新制が導入されたことに伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員の規定を整備する。

2 改正内容

地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員の定義について、主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、主任介護支援専門員更新研修を修了している者とする。

3 新旧対照表

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例（平成27年3月文京区条例第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条（略） （職員の員数等）	第1条（略） （職員の員数等）
第2条（略） （1）・（2）（略） （3）主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。） <u>第140条の6第1号イ（3）</u> に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人	第2条（略） （1）・（2）（略） （3）主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。） <u>第140条の6第1項</u> に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人
2・3（略） 以下（略） 付則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	2・3（略） 以下（略）

〈参 考〉

介護保険法施行規則 第140条の66第1号イ(3)

主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この（3）において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

介護保険法施行規則 第140条の68第1項

令第37条の15第1項に規定する研修は、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービス（居宅介護支援並びに施設における施設サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握をいう。）を適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる次に掲げる研修とする。

- (1) 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修（以下この条において「主任介護支援専門員研修」という。）
- (2) 主任介護支援専門員を対象として行われる研修（以下この条において「主任介護支援専門員更新研修」という。）